

建退共にご加入の共済契約者の皆様へ

建退共では令和3年10月1日以降、310円証紙を販売しておりません。

この機会に 電子申請方式を利用しませんか？

証紙貼付方式

共済証紙は、令和3年10月1日より、320円証紙のみ販売しております。

令和3年9月30日まで

310円証紙 販売終了



令和3年10月1日から



※余った310円証紙は
差額を払って
320円証紙に交換

320円証紙 販売期間



10月以降、
310円証紙は販売しておりません！

電子申請方式

電子申請では、就労実績報告作成ツールに登録された就労日の日付で、310円と320円の判別をシステムが自動的に行いますので便利です。

就労実績報告作成ツール(就労実績を入力)



9月就労分

**310円で
掛金充当**

電子申請
専用サイトで
自動判別



10月以降
就労分

**320円で
掛金充当**

- 電子申請方式を利用するためには、裏面の「電子申請方式申込書」の提出が必要です。
- 令和3年10月より以下の手続きについては、電子申請専用サイトを使ってオンライン申請ができるようになりました。
 - ※オンライン申請で手続きされた場合は、下記書類の提出は不要です。
 - ・建設業退職金共済手帳申込書
 - ・共済手帳紛失による再交付申請書(き損は対象外)
 - ・共済契約者証交付申請書(き損は対象外)

共済手帳の追加申込・紛失による共済手帳及び共済契約者証の再発行も、
電子申請専用サイトからオンラインで申請できるようになりました！
既に電子申請方式ご利用中の皆様は専用サイトでお使いいただけます。

電子申請方式の メリット

- 電子申請方式を利用すると事務負担が軽減します！
- 電子申請にかかる利用料等は一切かかりません！
- ポイントで掛金充当しても損金または必要経費として算入できます。
- 退職時には証紙貼付分・電子納付分を合算して退職金が給付されます！請求方法も変更ありません！



**電子申請方式に移行することで、
共済証紙にかかる事務手続きが簡単になります！**

証紙貼付方式

金融機関窓口での共済証紙の購入

共済証紙の
共済手帳への貼付・消印、
下請への交付・確認

共済証紙受払簿の作成、
共済証紙の在庫管理

電子申請方式

社内のPCで共済証紙の代わりとなる退職金ポイントの購入ができます。*1

自社や下請の被共済者の就労日数を登録することで、購入した退職金ポイントから掛金として充当されます。*2

ポイント購入額や掛金充当額等がサイト上で自動管理されます。そのため残高管理の負担が軽減します。



*1 退職金ポイントは Pay-easy または口座振替で購入ができます。

*2 電子申請専用サイトに登録する工事情報や就労実績のデータは、「就労実績報告作成ツール」を使って作成します。

電子申請方式 利用者の声

証紙の管理がなくなって、
枚数を確認しながら証紙を貼り付ける
作業がなくなったのでとても楽になった。



(地域中堅ゼネコン)

就労実績報告作成ツールは、
一度操作を覚えれば、
とても便利で使いやすいと思う。



(下請専門工事業者)

下請から就労報告をもらう時も
メールでのやりとりだけになったので楽。
様式も簡単に印刷できるのでいい。



(地域中堅ゼネコン)

電子申請方式申込書

建設業退職金共済事業本部 殿

申込日	年	月	日
-----	---	---	---

共済契約者番号	
---------	--

申請者	共済契約者名	フリガナ				
	住所	〒	□□□□	—	□□□□□□	
		※アパート、マンション等の場合は、マンション・ビル名、部屋番号までご記入ください。				
ご担当者名	フリガナ				電話番号	
					FAX番号	

.....<建設業退職金共済事業本部 使用欄>.....

※ご記入後、建退共都道府県支部にご提出ください。

※電子申請専用サイトのログインIDと初期パスワードを記載した「電子申請専用サイト開通通知」は、建退共にご登録の住所宛にお送りいたします。

--

--